

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第29号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年静岡県規則第72号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (保護費負担金概算交付請求書) 第21条 市長は、 <u>各四半期ごとに</u> 生活保護費県負担金概算交付請求書（様式第48号）を2部作成して <u>各四半期の始期の前月10日までに</u> 、これを知事に提出しなければならない。 | (保護費負担金概算交付請求書) 第21条 市長は、生活保護費県負担金概算交付請求書（様式第48号）を2部作成して <u>知事が別に定める日までに</u> 、これを知事に提出しなければならない。 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第48号中「生活保護費県負担金概算交付請求書（ 年度第 四半期分）」を「 年度生活保護費県負担金概算交付請求書」に、

「

| 前 期 ま で | | 第 ・ 四 半 期 分 | |
|-------------|------------|-------------|---------------------|
| 月まで 支弁済額 | 月 支弁見込額 | 月まで 支弁済額 | 月から 月まで 支弁見込額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

を

」

「

| 月まで 支弁済額 | 月 支弁見込額 | 月から 月まで 支弁見込額 |
|-------------|------------|---------------------|
| 円 | 円 | 円 |

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。